

②国内関係会社の取締役等が外国法人から付与された新株予約権の権利行使により得る経済的利益に係る特例の適用の有無
(「有」に印を付した場合には、その内容について別紙として報告すること)

有 無

上記で「有」に印を付した場合、新株予約権を付与した外国法人の基本情報

- ①名称：
- ②国・地域：
- ③住所：
- ④代表者名：
- ⑤資本金：
- ⑥国内関係会社との資本関係：

(4) 特許料及び出願審査の請求の手数料の軽減を受けた場合の内容

手数料の軽減額	円
手数料の免除額	円
納付の猶予額	円

3 雇用実績

(1) 各事業年度における研究開発事業に常時使用した従業員の数

(単位：人)

従業員数	(年 計 ~ 年 月)	(年 月 ~ 年 月)
従業員数のうち外国人の数		

(2) 期間内に申請者の子法人等から国内関係会社に受け入れる者に関する事項

番号	①氏名、②派遣する法人での役職・主な役割、③受け入れる会社での役職・主な役割、④略歴、⑤期間内における派遣期間
1	

(注) 子法人等から受け入れた者が複数ある場合には、その者ごとに繰り返し欄を設けて記載すること。

(3) 雇用した外国人の在留資格別の数

(単位：人)

投資・経営	法律・会計	研究	人文知識・国際業務	企業内転勤	永住者	その他

4 研究開発支出実績
研究開発費

(単位：円)

研究開発費	(年 計 ~ 年 月)	(年 月 ~ 年 月)
-------	---------------	---------------

上記研究開発費の内訳

< 勘定科目名 >	「 請求額の相手先 」
-----------	-------------

(注)

1 研究開発費とは、「研究開発費等に係る会計基準(平成十年企業会計審議会)における研究開発費に委託研究に係る費用を加えたものをいう。上記の内訳は、添付する損益計算書の勘定科目に運動する形式で記載すること。

2 勘定科目、請求額の相手先が異なる毎に繰り返し欄を設けて記載すること。

- 内 務 省 総務部 総務課 総務課長 令(第11号)
- 農 林 水 産 省 農林水産部 農林水産課 農林水産課長 令(第11号)
- 国 土 交 通 省 国土交通部 国土交通課 国土交通課長 令(第11号)
- 特 定 多 国 籍 企 業 による研究開発事業等の促進に関する特別措置法(平成二十四年法律第五十五号) 第二十条第四項、第六条第一項、第二項第二号並びに第三項第二号及び第三号並びに第七條第一項の規定に基づき、並びに同法を実施するための「統括事業計画の認定等に関する命令を次のように定める。」 平成二十四年十月三十一日

- 内閣総理大臣 野田 佳彦
- 財務大臣 樽床 伸一
- 厚生労働大臣 城島 正光
- 農林水産大臣 三井 辨雄
- 経済産業大臣 郡司 彰
- 国土交通大臣 枝野 幸男
- 環境大臣 羽田雄一郎
- 長浜 博行

統括事業計画の認定等に関する命令

(新たな事業の創出及び就業の機会の増大をもたらすことが見込まれる事業の内容)

第一条 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法(以下「法」といふ。)第二十条第四項の新たな事業の創出及び就業の機会の増大をもたらすことが見込まれるものとして主務省令で定める事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 資本金の額が一億円以上の会社を設立し行うものであること。
- 二 前項事業の実施のために必要な施設の整備及び高度な知識又は技術を有する人材の確保その他の措置を行うために、前号に掲げる会社を設立する特定多国籍企業(法第二条第一項に規定する特定多国籍企業をいふ。以下同じ。)の総株主等の議決権(総株主又は総出資者の議決権をいふ。以下同じ。)の過半数を保有している法人(以下この条において「親法人」といふ。)、当該特定多国籍企業、当該特定多国籍企業がその総株主等の議決権の過半数を保有している法人(以下この条において「子法人」といふ。))又は当該特定多国籍企業及び親法人が合算してその総株主等の議決権の過半数を保有している法人(当該特定多国籍企業及び子法人を除き、当該特定多国籍企業がその総株主等の議決権の一部を保有しているものに限る。)(の出資により、内国法人(国内に本店又は主たる事務所を有する法人であつて、前号に掲げる会社、前号に掲げる会社がその総株主等の議決権の過半数を保有している会社、当該特定多国籍企業、子法人、子法人がその総株主等の議決権の過半数を保有している法人(以下この条において「孫法人」といふ。))、孫法人がその